

## 入湯税の使途状況について

入湯税は鉱泉浴場（温泉施設）への入湯に対して入湯客にかかる税金で、地方税法第701条により次のような経費に充てることとなっています。

- (1) 環境衛生施設の整備
- (2) 鉱泉源の保護管理施設の整備
- (3) 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
- (4) 観光の振興、観光施設の整備

諏訪市の令和4年度決算における入湯税の充当状況については、次のとおりとなっています。

○入湯税 決算額 61,629千円

(単位：千円)

区 分	決算額	左 の 財 源 内 訳				入湯税 充当額
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
環 境 衛 生 施 設 の 整 備	239,242	496	4,036	2,964	231,746	16,328
鉱 泉 源 の 保 護 管 理 施 設 の 整 備	2,500				2,500	322
消 防 施 設 等 の 整 備	18,316	2,000	800	726	14,790	1,905
観 光 の 振 興 、 観 光 施 設 の 整 備	198,126	30,000	29,032	20,861	118,233	43,074
合 計	458,184	32,496	33,868	24,551	367,269	61,629